

## 男女の賃金の差異

区分	男女の賃金の差異 (男性の賃金に対する女性の賃金の割合)
全労働者	62.0%
常勤職員	79.8%
非常勤職員	74.1%

対象期間：令和4事業年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）

賃金：退職手当及び通勤手当、住居手当を除く、すべての給与（賞与を含む）

非常勤職員については、常勤職員の所定労働時間で換算した人員数を基に平均年間賃金を算出している。